



® 平成 30 年 11 月 28 日 (水)

No. 14823 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

## 目次

- ☆中小企業における知財マネジメントの基本⑦
- 中小企業と知的財産会計の基礎……………(1)

## 中小企業における知財マネジメントの基本⑦

# 中小企業と知的財産会計の基礎

吉備国際大学大学院知的財産学研究科 教授 生駒 正文  
オフィスミユウ代表 行政書士・社会保険労務士 川島 三佳

はじめに

会社の状況を知る上で、資産、負債、資本による一定時点の企業における財産状態をあらわす貸借対照表、費用・収益による一定期間の企業における営業成績をあらわす損益計算書の財務諸表を必要とする。しかし、本来の企業競争力の源泉は、これら財務諸表には表れない目に見えない特許、人材、技術、

ネットワーク等の知的資産全体(特に知的財産)をもって企業収益をもたらすのである。

企業にはヒト、モノ、カネ、知的財産を含む情報、及びそれらの周辺に位置する有形・無形の経営資源が存在し、それらを創造、保護、活用して日々の企業活動を運営している。中でも人の知的創作活動により生み出される知的財産、知的財産権等は企業の

## ツタ ダ 蔦田内外国特許事務所

弁理士 蔦田 正人  
弁理士 富田 克幸  
弁理士 前澤 龍

弁理士 中村 哲士  
弁理士 有近 康臣  
弁理士 水鳥 正裕

〒541-0051 大阪市中央区備後町1丁目7番10号 ニッセイ備後町ビル9階  
電話 (06) 6271-5522 (代表) FAX (06) 4964-2217  
URL : <http://www.patent-osaka.jp> E-mail : [tsutada3@alto.ocn.ne.jp](mailto:tsutada3@alto.ocn.ne.jp)

売上、収益を上げるための強みともいえる企業経営を安定させるツールとしての財産である。

企業が知的財産権を取得するのは知的財産を独占実施し、他人の実施を排除する権利（独占排他権）、すなわち市場独占することで、ライバルが真似できなく、知的財産権の市場価値が高まる。しかし従業員が長年培った営業秘密とする場合も検討され、それにより製品化された商品・サービスは他に真似ができない経済価値がある。

しかし、我が国の会計処理制度では、貸借対照表を見ても、知的財産・知的財産権の無形の資産が自社帳簿に資産として計上されることは特別の場合を除いてはほとんどないといってよいであろう。知的財産の多くは、貸借対照表には資産計上されていないからである。そのため、今回は、中小企業と知的財産・知的財産権の会計処理について、基本的な説明をおこなう。

## 1. 会計の基礎知識

会社の状況は、資産、負債、資本によって一定時点における会社の財政状態、すなわち会社にどのくらいの現金、備品、固定資産（土地・建物）等がある、どれくらいの借金、資本金等があるかを表した貸借対照表、収益・費用によって一定期間（会計期間－初めを期首、終わりを期末）における会社の経営成績、すなわち会社がどれくらいもうかったのか、あるいは損をしたのかを表した損益計算書等の財務諸表で示されている。

経済社会において、貸借対照表、損益計算書は、経営者はもちろんのこと、上記の如く、会社に関わ

る多くの人びと等（利害関係者）が中小企業の会社状況を知る上で重要な手段として必要とされる。

貸借対照表の左側に資産（売れば現金になるものこと－商品、建物、土地、備品、売掛金等）、右側に負債（借金のこと－借入金、買掛金等）と純資産（資本－経営者等が最初に当たって出資したお金〈資本金〉と、その後の一定期間の会社の利益〈当期純利益〉のこと）が記載される。貸借対照表の資産合計と負債・資本合計が必ず一致する。

損益計算書の左側に費用（収益・売上を得るために必要な金額－家賃、給料、水道光熱費等）、右側に収益（売上等のもうけ、売上以外では受取手数料、受取利息等）を記載される。そして収益から費用を引いて求めた利益を当期純利益として費用の下に記載される。従って、損益計算書も左側の費用・利益と右側の収益の合計は、必ず一致する。

なお、これら会計制度とは関係なく、経済産業省の指導の下で、2013年以降今日に至るまで中小企業マネジメントの高度化を目指して、中小企業における知的資産経営の報告書の推進が行われてきた。また特許庁における知的財産ビジネス評価書作成支援を実施し、中小企業の技術力や成長性・経営努力を評価することで、企業価値のアピールや円滑な資金調達を支援し、融資を促す取り組みも実施されてきた。むしろ、数値化できないかかる無形資産をどのように具体化するかということがこうした動きであったであろう。

## 2. 中小企業における無形資産の会計処理

### (1) 自己開発の無形資産

